上越市選挙管理委員会告示 第１号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 17 条第 2 項に規定する投票区の一部について、次のとおり変更する。

令和 6 年 1 月 10 日

上越市選挙管理委員会
委員長　　澤　海　　雄　一

１　投票区の変更等

投票区	変　更　後	変　更　前
第18投票区	飯、御殿山町、上昭和町、滝寺	飯、御殿山町、上昭和町、昭和町１丁目、昭和町２丁目、滝寺
第19投票区	昭和町１丁目、昭和町２丁目	廃止（番号は欠番）
安塚区 第6投票区	真荻平、伏野	おぎの
板倉区 第5投票区	山越、米増、山部、中之宮、釜塚、不動新田、菰立	山越、米増、山部、中之宮、釜塚、不動新田
板倉区 第6投票区	廃止（番号は欠番）	菰立